

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月26日

【発行者名】 インベスコ・ファンズ
(Invesco Funds)

【代表者の役職氏名】 取締役 グレイム・プラウドフット
(Director Graeme Proudfoot)
取締役 ダグラス・シャープ
(Director Douglas Sharp)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-2453、ユージーン・ル
パート通り2-4 ベルティゴ・ビルディングーポラリス
(Vertigo Building - Polaris, 2-4, rue Eugène Ruppert, L-
2453 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士
弁護士 尾 登 亮 介
弁護士 星 千 奈 津

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
インベスコ・ファンズ
ーインベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド
(Invesco Funds
- Invesco Balanced-Risk Allocation Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
インベスコ・ファンズ
ーインベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンド
ークラス（米ドルヘッジ）A（acc）米ドル投資証券
上限見込額は2億3,270万米ドル（約264億2,774万円）である。
（注1）米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2018年
9月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1
米ドル＝113.57円および1ユーロ＝132.14円）による。
（注2）上限見込額は、便宜上、ファンドのクラス（米ドルヘッジ）A（acc）米ド
ル投資証券の2018年9月末日現在の1口当たり純資産価格（23.27米ドル）
に1,000万口を乗じて算出された金額である。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年11月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2019年3月付で、投資方針、投資制限、投資リスク等が変更され、また保管受託銀行ならびに管理事務代行会社、所在地事務・法人事務代行会社および支払代行会社の異動があったことから、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

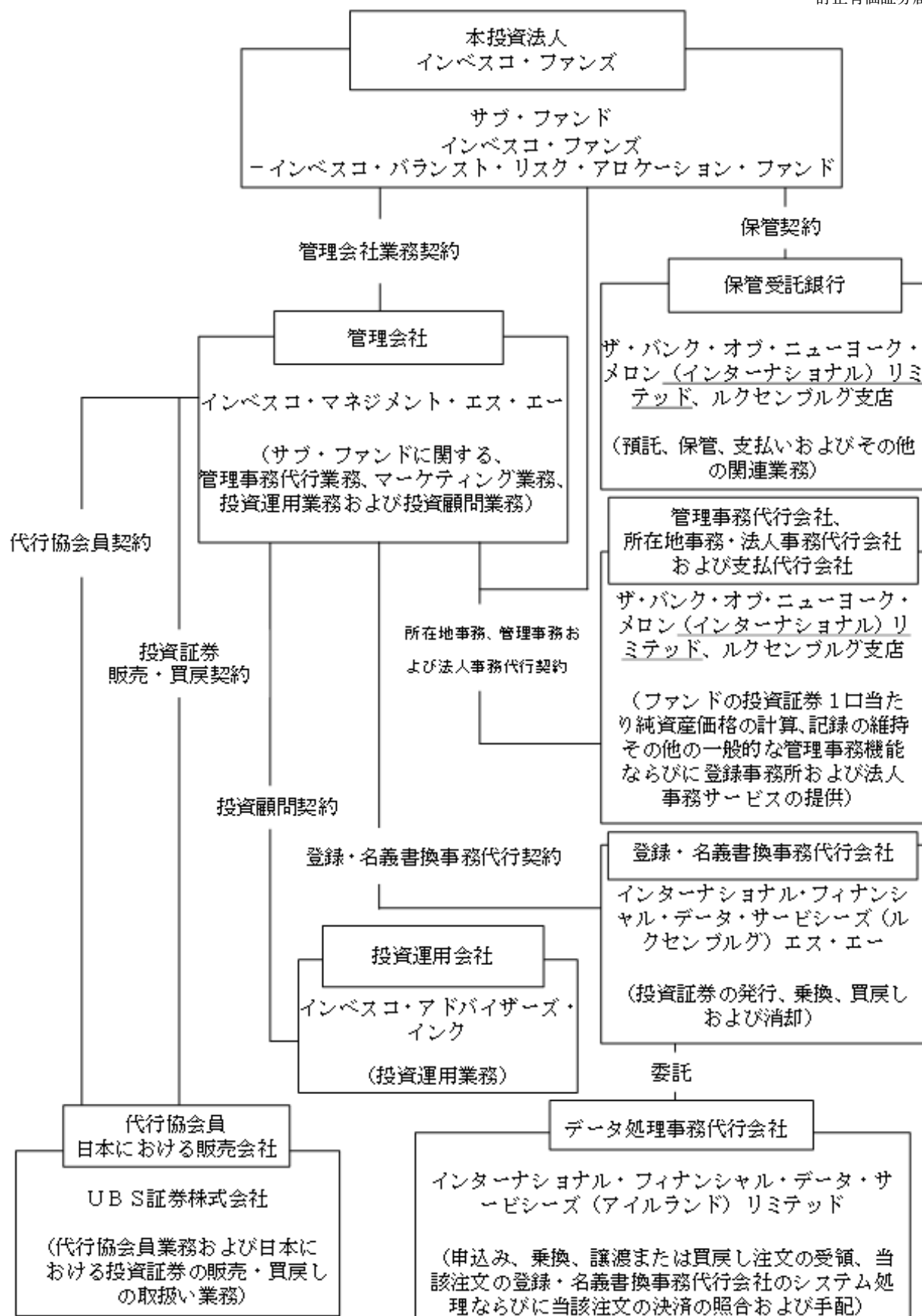
第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

（3）外国投資法人の仕組み

<訂正前>

a. ファンドの仕組み



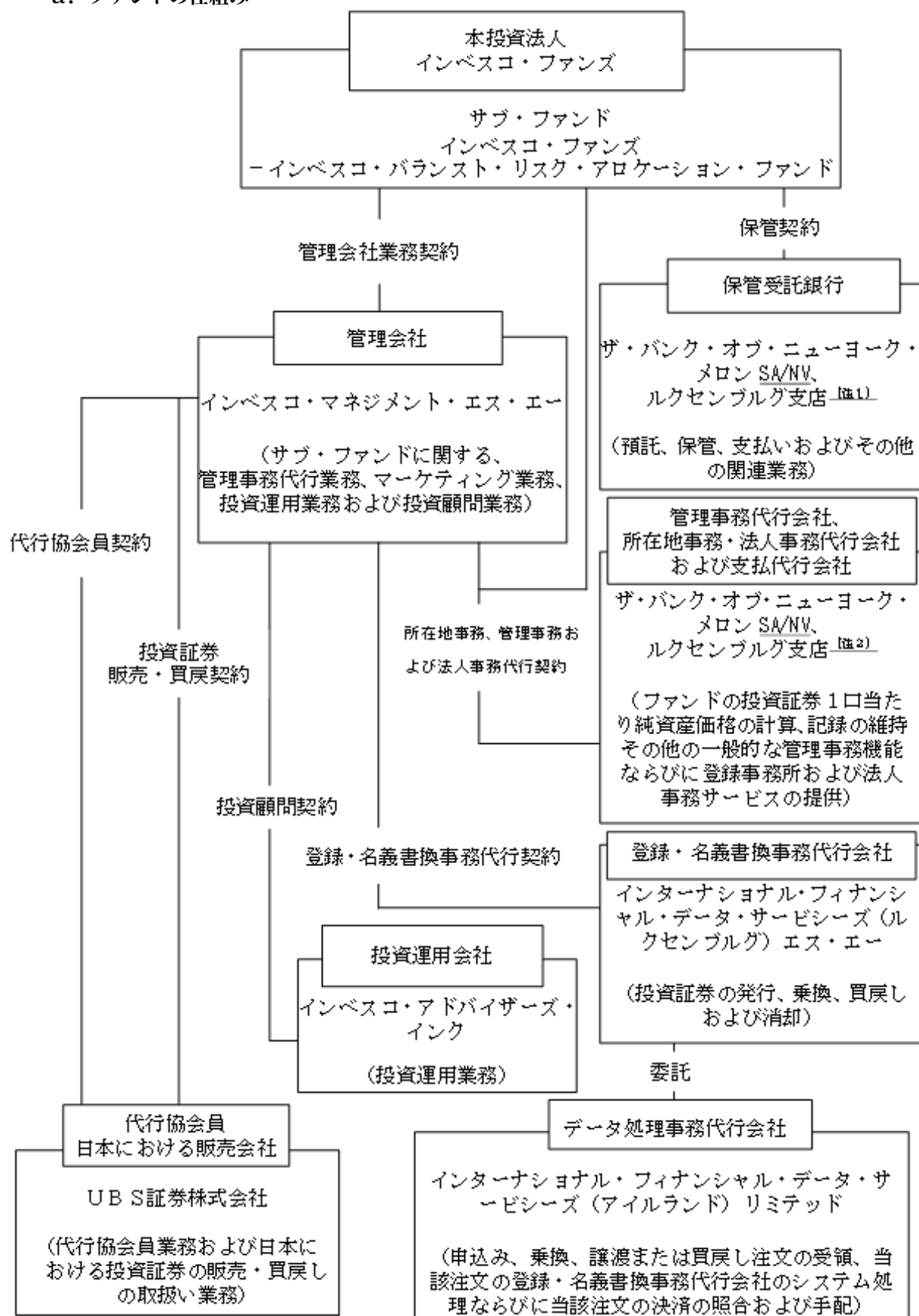
b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ <u>インターナショナル</u> ）リミテッド、ルクセンブルグ支店 (The Bank of New York Mellon (International) Limited, Luxembourg Branch)	保管受託銀行	2016年9月2日付で本投資法人との間で保管契約（注2）を締結。本投資法人の資産の保管業務について規定している。
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ <u>インターナショナル</u> ）リミテッド、ルクセンブルグ支店 (The Bank of New York Mellon (International) Limited, Luxembourg Branch)	管理事務代行会社、所在地事務・法人事務代行会社、支払代行会社	2013年3月18日付で本投資法人と管理会社との間で所在地事務、管理事務および法人事務代行契約（注3）を締結。ファンドの投資証券1口当たりの純資産価格の計算、記録の維持その他の一般的な管理事務機能ならびに登録事務所および法人事務サービスについて規定している。

(後略)

<訂正後>

a. ファンドの仕組み



(注1) 2019年3月18日付で、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド、ルクセンブルグ支店に代わり、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン SA/NV、ルクセンブルグ支店が保管受託銀行となった。

(注2) 2019年3月18日付で、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド、ルクセンブルグ支店に代わり、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン SA/NV、ルクセンブルグ支店が管理事務代行会社、所在地事務・法人事務代行会社および支払代行会社となった。

b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ルクセンブルグ支店 (The Bank of New York Mellon SA/NV, Luxembourg Branch)	保管受託銀行	2016年9月2日付で本投資法人との間で保管契約（2019年3月18日付で更改済。） ^(注2) を締結。本投資法人の資産の保管業務について規定している。
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ルクセンブルグ支店 (The Bank of New York Mellon SA/NV, Luxembourg Branch)	管理事務代行会社、所在地事務・法人事務代行会社、支払代行会社	2013年3月18日付で本投資法人と管理会社との間で所在地事務、管理事務および法人事務代行契約（2019年3月18日付で更改済。） ^(注3) を締結。ファンドの投資証券1口当たりの純資産価格の計算、記録の維持その他の一般的な管理事務機能ならびに登録事務所および法人事務サービスについて規定している。

(後略)

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

レバレッジの予測レベル

通常の市況におけるレバレッジの水準は、ファンドの純資産価額の250%と見込まれている。当該水準は、超える可能性または将来変更される可能性がある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

レバレッジの予測レベル

通常の市況におけるレバレッジの水準は、ファンドの純資産価額の300%と見込まれている。当該水準は、超える可能性または将来変更される可能性がある。

（後略）

（4）投資制限

<訂正前>

（前略）

許容される担保物の種類

（中略）

(vi) EEA（欧州経済領域）、スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国、ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドの証券取引所で売買される株式証券

（中略）

受入可能な取引相手方

本投資法人は、サブ・ファンドに代わって、取引相手方が（代表的なものとして、OECD諸国の）金融機関であるか、または格付会社スタンダード・アンド・プアーズによる最低信用格付A2以上もしくは同等の格付を有しているか、または格付会社スタンダード・アンド・プアーズによってA2以上の黙示格付（インプライド・レーティング）もしくは同等の格付を有すると本投資法人がみなす取引相手方と証券金融取引およびOTCデリバティブ取引（トータル・リターン・スワップを含む。）を行うことができる。代替的に、A2もしくは同等の格付を有しかつこれを維持する企業によって、サブ・ファンドが取引相手方の不履行の結果として被った損失が補償されるか、もしくは保証される場合には、格付を有しない取引相手方も許容される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

許容される担保物の種類

（中略）

(vi) EEA（欧州経済領域）、英国、スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国、ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドの証券取引所で売買される株式証券

（中略）

受入可能な取引相手方

本投資法人は、サブ・ファンドに代わって、CSSFの定義により適格であると判断され、かつ、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズまたはフィッチによる投資適格以上の最低信用格付を有する機関とのみ証券金融取引およびOTCデリバティブ取引（トータル・リターン・スワップを含む。）を行うことができる。代替的に、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズまたはフィッチによる投資適格以上の信用格付を有しかつこれを維持する企業によって、サブ・ファンドが取引相手方の不履行の結果として被った損失が補償されるか、もしくは保証される場合には、格付を有しない取引相手方も許容される。

（後略）

3 投資リスク

a. リスク要因

<訂正前>

本項において、サブ・ファンドとはインベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンドを含む本投資法人のサブ・ファンドを意味し、投資証券とは、本投資法人のサブ・ファンドの投資証券を意味する。

一般的事項

各サブ・ファンドの投資証券の価額は、市場の変動の影響を受ける原投資対象のパフォーマンスに左右されるため、サブ・ファンドの投資目的が達成される、投資証券の買戻しにより投資金額を投資主に返還できるという保証はできない。サブ・ファンドの投資証券の価額は、下落することもあれば上昇することもある。

一般的投資リスク

国際的な投資は、以下を含む一定のリスクを伴う。

- － サブ・ファンドの資産の価値は、政策の変更、税制、外国為替レートの変動、通貨の本国送金に関する制限の実施、社会的および宗教的な不安定、政治動向、経済動向またはその他サブ・ファンドが投資することのある国の法令の動向等の不確定要素、なかでも、サブ・ファンドが投資することのある国の外国人保有比率の水準に関連する法律の変更の影響を受けることがある。
- － サブ・ファンドが投資することのある国の一部に適用される監査基準および財務報告基準、慣行および開示義務は、投資者に提供される情報が少なく、またかかる情報は最新のものではない可能性があるため、ルクセンブルグで適用されるものとは異なる場合がある。

償還リスク

(中略)

保管リスク

(中略)

現金資産に関しては、現金口座は、関連するサブ・ファンドの利益のために保管受託銀行を受領者に指定するのが一般的である。ただし、現金は、現金の代替可能な性質により、かかる現金口座を保有する銀行（副保管受託銀行であるかまたは第三者たる銀行であるかを問わない。）の貸借対照表上で保有され、かかる銀行の破産からは保護されない。したがって、サブ・ファンドには、かかる銀行に対して取引相手方エクスポージャー・リスクを負うことになる。銀行預金または現金預金に関して適用される政府の保証または保険の取決めに従い、副保管受託銀行または第三者たる銀行が現金資産を保有し、その後、支払不能に陥った場合、サブ・ファンドは、他の無担保債権者とともに、債務を立証しなければならない。サブ・ファンドは、継続的にかかる現金資産に関する自らのエクスポージャーを監視する。

流動性リスク

サブ・ファンドは、投資先の有価証券の市場流動性が低下することにより悪影響を受ける可能性があり、取引を執行するサブ・ファンドの能力が損なわれる場合がある。かかる状況においては、サブ・ファンドの有価証券の中に流動性がなくなるものが生じる可能性があり、この場合には、関連するサブ・ファンドが適時に公正価格で有価証券を売却するにあたり困難に直面する可能性がある。

債券またはその他の確定利付商品に投資するサブ・ファンドは、急激な資産価格ショックが発生した場合にもリスクにさらされる可能性がある。債券市場の取引量が少ない場合、かかる市場での買いまたは売りの取引により、投資者のポートフォリオ評価に影響を及ぼす可能性のある著しい市場変化／変動がもたらされることがある。かかる状況においては、サブ・ファンドは、買主または売主が不足することにより容易にポジションを手仕舞うことができない場合がある。

各サブ・ファンドが常に2010年法およびUCITS規制を遵守することができ、かつ、買戻義務を履行することを確保するため、すべてのサブ・ファンドは、通常の条件下およびストレス・テストの条件下で流

動性モニタリングを受ける。各サブ・ファンドについて、考えられる最大の推定資金流出を賄うのに十分な流動資産を有しているかを確認するため、必要に応じて、かつ、必要とされるときに（ただし、少なくとも週1回とする。）、検証を行う。

サブ・ファンドが市場で有価証券を売却することにより適時に買戻請求に応じることができないと考えられる場合、本投資法人は、投資主の利益に適うよう、以下の選択肢を検討することができる。

- － 関連するサブ・ファンドは、流動性の制約を補うため、その価額の10%を上限として一時的な借入れを行うことができる。
- － 関連するサブ・ファンドは、過剰な資金流出の結果として生じた取引費用および取引コストを回収するため、スイング・プライスを利用することができる（下記「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価 資産および負債の計算」を参照のこと。）。
- － 下記「第三部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 2 買戻し手続等（i）海外における買戻し手続等 買戻し 買戻しに対する制限の可能性」に開示されるとおり、本投資法人は、営業日に買い戻すことができる関連するサブ・ファンドの投資証券の総口数を、関連するサブ・ファンドの運用下にある純資産価額の10%に相当する口数までに制限することができる。
- － 最後に、本投資法人は、例外的な状況（下記「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の決定の一時的停止」に定められる。）において取引を停止することができる。

ただし、流動性リスクの軽減を実現できるという保証はない。

通貨交換リスク

サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券に投資される可能性がある。サブ・ファンドは、当該有価証券と当該サブ・ファンドの基準通貨の間の為替レートの変動による悪影響を受ける場合がある。為替レートの変動はまた、同様の為替レート・リスクを受ける場合があるこれらの投資対象に関し得られた収益にも悪影響を及ぼす場合がある。

サブ・ファンドが為替レート・リスクに対するヘッジまたは為替レート・リスクからの保護を試みる場合、かかる為替レート・リスクが完全にヘッジされるという保証はない。投資者はまた、ヘッジがうまく実行された場合でも、本来であればサブ・ファンドに利益を与えたであろう為替レートの変動によるサブ・ファンドの利益が大幅に減少する場合があることに留意する必要がある。

投資主の参照通貨がサブ・ファンドの資産の表示通貨と異なる場合、投資主は、投資運用会社が考慮に入れていない為替レート・リスクにさらされる場合がある。かかるサブ・ファンドへの投資がヘッジ付投資証券クラスまたはポートフォリオ・ヘッジ付投資証券クラスで行われる場合には、これらの為替レート・リスクはより少ない範囲で存在することができる。

かかるクラスに関して、この種類の外国為替ヘッジは投資証券の特定のクラスの利益のために利用される場合があるため、外国為替ヘッジのコストおよびヘッジ取引の結果的利益または損失は、投資証券の当該クラスの勘定にのみ計上されるものとする。投資者は、この形態のヘッジに付随する追加コストのみが、ヘッジの実施のために利用される商品および契約に関連する取引コストであることに留意すべきである。ヘッジ取引のコストおよび結果的利益または損失は、その他一切の手数料および費用を控除した後に投資証券の関連するクラスに適用され、管理会社に管理報酬およびサービス代行報酬が支払われる場合に計算され、投資証券の関連するクラスのヘッジされない価額から控除される。したがって、かかるコストならびに結果的利益および損失は、当該クラスの投資証券の投資証券1口当たり純資産価格に反映される。

本投資法人は、本項に従い許可された金融デリバティブ商品のいずれかを利用して外国為替ヘッジを実施することができる。

現在、本投資法人は、先物為替予約を用いることにより外国為替ヘッジを実施する予定である。本投資法人は、ヘッジを、ヘッジ付投資証券クラスの通貨エクスポージャーの範囲に制限する。ヘッジ付投

投資証券クラスは、通常、かかる手法および商品の利用によりレバレッジされることはできないが、かかる商品の価格は、関連するヘッジ付投資証券クラスに帰属する純資産価額の105%以内とし、当該ヘッジ付投資証券クラスに帰属する純資産価額の95%を下回することはできない。管理会社は、ヘッジポジションが許容される水準を超えないよう、ヘッジポジションを定期的に、かつ、適切な頻度で監視する。関連するヘッジ付投資証券クラスに帰属する純資産価額の100%を実質的に超えるポジションは、翌月に繰り越されない。ヘッジ取引のコストおよび利得／損失は、関連するヘッジ付投資証券クラスにのみ発生する。

ヘッジ付投資証券クラスの募集を行うサブ・ファンドにおけるヘッジ付投資証券クラスと既存のA投資証券の間の差異は、表示通貨および為替ヘッジのみである。したがって、文書におけるA投資証券へのその他一切の言及は、該当する場合、そのヘッジ付投資証券クラスにそれぞれ等しく適用される。

基準通貨とは別の通貨建てのヘッジ付投資証券クラスについて、投資者は、投資証券が表示される通貨のエクスポージャーが該当するサブ・ファンドの基準通貨に対して完全にヘッジできる保証はないことに留意すべきである。投資者はまた、投資証券クラスの通貨の価値が該当するサブ・ファンドの基準通貨に対して下落した結果、ヘッジ戦略の成功によって該当する投資証券クラスの投資主にとっての利益が大幅に減少する可能性があることにも留意しなければならない。さらに、投資者は、投資証券が表示されている通貨以外の通貨で買戻代金の支払いを要求する場合、投資証券が表示されている通貨に対する当該通貨のエクスポージャーはヘッジされないことに留意すべきである。

FATCAリスク

（中略）

市場およびサブ・ファンドの停止リスク

サブ・ファンドは、規制市場に上場している有価証券に投資することができる。規制市場での取引は、市況、取引の処理を妨げる機器の故障を理由に、またはその他規制市場の規則に従って、中断されるか、または停止される可能性がある。規制市場における取引が中断されるか、または停止された場合は、サブ・ファンドは、取引が再開されるまで、当該規制市場で取引される有価証券を売却することができなくなる。

（中略）

決済リスク

サブ・ファンドは、自らの有価証券の取引相手方に対する信用リスクにさらされ、特に債券、ノートおよび類似する債務契約または債務証券等の債務証券に関して、決済不履行のリスクを負うこともある。投資主は、新興市場の決済制度が、一般的により発展した国における同制度ほど発達しておらず、信用性も低いこと、そのため決済不履行のリスクが増大し、新興市場への投資に関してサブ・ファンドが多額の損失を被ることになる可能性があることにも留意する必要がある。サブ・ファンドは、取引所取引または取引所外取引を行うかを問わず、サブ・ファンドが取引を行う取引相手方、またはサブ・ファンドが取引を仲介させるブローカー、ディーラーおよび取引所の信用リスクにさらされる。ブローカーが破産した場合、ブローカーがサブ・ファンドのために取引を執行し、かつ、清算する際に仲介させる清算ブローカーが破産した場合、または取引所清算機関が破産した場合、サブ・ファンドは、ブローカーに預託した資産を失うリスクを被る可能性がある。いずれの場合も、保管受託銀行は、上記の当事者に対して適用される規制により決定される監督義務を履行しなければならない。

ボラティリティ・リスク

（中略）

株式リスク

サブ・ファンドは、株式に投資することができる。株式の価格および株式から得られる収益は、発行体の活動および業績、全般的な経済情勢および市況、地域的または世界的な経済不安、ならびに通貨および金利の変動を含む特定の事態に応じて減少することがある。サブ・ファンドが保有する株式の価値が上昇する、または当該株式から収益が生じるという保証はない。保有する株式の価値および保有する

株式から生じる収益は、減少することもあれば増加することもあり、サブ・ファンドは、当該株式への当初投資額を回収できない場合もある。

信用リスク

債券、債務証券およびその他の確定利付証券（社債およびソブリン債を含む。）に投資するサブ・ファンドは、発行体が当該有価証券に係る支払いを行わないリスクにさらされる。財務状況の不利な変化に見舞われている発行体は、有価証券の大きな価格ボラティリティにつながる当該有価証券の信用度の低下を起こす恐れがある。また、有価証券の信用格付の引下げは、当該有価証券の流動性を相殺し、売却を一層困難にする可能性がある。信用度が低い債務証券に投資するサブ・ファンドは、これらの問題による影響を受けやすく、またかかる債務証券の価値は、ボラティリティが大きくなる可能性がある。

サブ・ファンドは、発行体の財務状態が悪化することにより投資に関する損失を被るリスクを負うことがある。このような財務状態の悪化は、発行体の有価証券の信用格付の引下げにつながる可能性があり、発行体が契約上の債務（元利金の支払いを適時に行うことを含む。）を履行することができない状態をもたらす場合がある。信用格付は、信用度の尺度である。投資対象の信用格付の格下げまたは格上げは当該投資対象の価格に影響を及ぼすこともあれば及ぼさないこともあるが、信用度の低下は、当該投資対象の魅力度を低下させ、それによって当該投資対象の利回りが上昇し、価格が下落する可能性がある。信用度の低下は、発行体の破産および永久的な投資の損失をもたらす可能性がある。破産またはその他の債務不履行が発生した場合、関連するサブ・ファンドは、原証券の換金の遅延および損失（関連するサブ・ファンドが原証券に係る権利を執行しようとしている間に当該原証券の価値が下落する可能性を含む。）に見舞われる恐れがある。これは、サブ・ファンドの権利の執行に係る費用を生じさせる効果のほか、サブ・ファンドの元本および収益の水準を引き下げる効果ならびにかかる期間における収益へのアクセスを減少させる効果を有する。

投資主は、取得時に投資適格であった有価証券が格下げされる可能性があることおよび関連するサブ・ファンドの投資方針に別段の記載がない限りかかる有価証券が投資不適格となった場合にかかる有価証券を売却することは明確に義務付けられていないことに留意すべきである。取得時に投資適格である有価証券が格下げされるリスクは、時間とともに変化する。一般に、本投資法人は、サブ・ファンドが投資する有価証券の信用度（かかる有価証券そのものの信用格付を含むが、これに限らない。）を監視する。

取引相手方リスク

本投資法人は、公認の取引所で取引されない金融デリバティブ商品契約（外国為替通貨契約を含む。）に関連して、取引相手方の信用リスクにさらされる。かかる商品については、組織化された取引所で金融デリバティブ商品取引に参加する者に適用されるものと同様の保護（取引所清算機関の保証履行等）が提供されないため、サブ・ファンドは、取引相手方が支払不能、破産もしくは債務不履行に陥るリスク、または取引相手方に影響を及ぼす信用問題もしくは流動性問題に起因する決済遅延のリスクを負う。原契約の後でヘッジ戦略または効率的なポートフォリオ戦略を実行するために代替りの取引相手方を見つけることが困難であると判明する可能性があり、サブ・ファンドは、代替契約を締結しても、不利な市場変動のために損失を被ることがある。取引相手方の信用格付が引き下げられた場合、サブ・ファンドは、投資方針および／または適用される規制の遵守を確保するため、関連する契約を終了せざるを得ないことがある。

担保を取ることで取引相手方リスクが減少する場合があるが、取引相手方リスクがすべて排除されるわけではない。サブ・ファンドにより保有される担保物の価値が、支払不能に陥った取引相手方に対するサブ・ファンドのエクスポージャーをカバーするのに十分でないリスクがある。これは、例えば、担保物の発行体自身の債務不履行（または、現金担保の場合には、当該現金が預託されている銀行の支払不能）、関連する担保物の流動性の欠如（担保提供者の不履行後、担保物を適時に売却することができないということである。）、または市場の出来事による価格変動が原因となる可能性がある。サ

サブ・ファンドが取引相手方による債務不履行後に担保物を現金化しようとした場合、関連する担保物に
関し、流動性がない、もしくは限られる、またはその他の制限が生じる可能性があり、かつ、現金化に
よる手取金が取引相手方に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを相殺するのに十分でない場合が
あり、サブ・ファンドが不足分を回収できない場合がある。

担保物の運用はまた、いくつかのオペレーショナル・リスクにさらされ、サブ・ファンドのエク
スポージャーをカバーする担保物を請求することまたは満期となった時に取引相手方に対し担保物の返還
を要求することができなくなる可能性がある。サブ・ファンドのために本投資法人が締結する法的取決
めが関連する法域の裁判所において強制執行できないと判断されるリスクがある。これは、つまり、サ
ブ・ファンドが取引相手方の不履行の場合に受領した担保物に対し、その権利を強制執行できないとい
うことである。

担保物が権原の譲渡により交付される場合には、サブ・ファンドは取引相手方の信用度にさらされ、
取引相手方が支払不能に陥った場合には、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの取引相手方に対するエ
クスポージャーを超過して担保物として譲渡された金額に関して、無担保債権者として順位付けされ
る。

取引相手方が、担保権に関する取決めに基づく担保物としてあるサブ・ファンドにより取引相手方に
提供された金融商品（例えば、株式または債券）に関する使用権を行使する場合には、当該サブ・ファ
ンドの当該金融商品に対する所有権は、関連する取決めの条件に従い、同等の金融商品の交付を請求す
る無担保の契約上の権利に取って代わられる。取引相手方による関連する金融商品の保有は顧客資産規
則または類似の権利に従わないため、取引相手方の自己の資産とは分別管理されず、または当該サブ・
ファンドのための信託で保有されない。このように、取引相手方が債務不履行または支払不能に陥った
際、当該サブ・ファンドは、当該同等の金融商品を受領できない場合があり、または当該金融商品の全
額を回収できない場合がある。

破綻処理当局が取引相手方に関して関連する破綻処理体制に基づきその権限を行使した場合には、サ
ブ・ファンドが有しうる、何らかの措置を取引相手方に対し取る権利（関連する契約を終了させる権利
等）は、関連する破綻処理当局により停止される場合があり、および／または、当該サブ・ファンドの
同等の金融商品の交付を求める請求（の一部もしくは全部）は縮小されるか、もしくは株式に転換され
る可能性があり、および／または、資産もしくは負債の譲渡により、当該サブ・ファンドの請求が異な
る事業体に移転されることとなる場合がある。

金利リスク

（中略）

効率的なポートフォリオ運用目的およびヘッジ目的のための金融デリバティブ商品への投資

効率的なポートフォリオ運用目的のために、またはいずれかのサブ・ファンドに関連して開示される
場合には主要な投資方針の一環として、投資運用会社が採用する技法および手段に関連して当てはま
る、以下に記載するものを含むがこれらに限らない、一定の投資リスクが存在する。ただし、かかる技
法および手段を採用するにあたっての投資運用会社の予想が誤っていた、または効果的でなかった場
合、サブ・ファンドは、投資証券の純資産価額に悪影響を及ぼす多額の損失を被る可能性がある。

サブ・ファンドの投資対象は、ボラティリティの程度が様々な有価証券から成ることがあり、その
時々において金融デリバティブ商品を含むことがある。金融デリバティブ商品はレバレッジ商品となり
うるため、金融デリバティブ商品を利用することにより、関係するサブ・ファンドの純資産価額がより
大きく変動することがある。

サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のため、もしくはその投資全体のリスクのヘッジも
しくは軽減を試みるために金融デリバティブ商品を利用することがあり、または英文目論見書の別紙A
においていずれかのサブ・ファンドについて開示されている場合には、主要な投資方針および投資戦略
の一環として金融デリバティブ商品を利用することがある。かかる戦略は、市況により、失敗し、サ
ブ・ファンドに損失をもたらす場合がある。サブ・ファンドのかかる戦略を用いる能力は、市況、規制

上の制限および税務上の勘案事項により制限されることがある。金融デリバティブ商品への投資は、通常の市場変動および有価証券への投資に固有の他のリスクにさらされる。さらに、金融デリバティブ商品の利用は、以下を含む特別なリスクを伴う。

1. 原証券の価格変動を正確に予測する投資運用会社の能力に左右されること。
2. 金融デリバティブ商品契約の基礎となる有価証券または通貨の変動と関連するサブ・ファンドの有価証券または通貨の変動との間の相関関係が不完全であること。
3. 特定の時点において特定の商品の流動性のある市場が存在しないことにより、サブ・ファンドが有利な価格で金融デリバティブ商品を換金する能力が阻害されることがあること。
4. レバレッジの程度が先物取引に固有のものであること（すなわち、先物取引で通常要求される預託証拠金が少額であることは、先物取引が高度にレバレッジされる場合があることを意味している。）。したがって、先物契約における比較的小さな価格変動によってもサブ・ファンドに即時かつ多額の損失が生じる可能性があること。
5. サブ・ファンドの資産の一部がその債務を賄うために分別されることがあるため、効率的なポートフォリオ運用または買戻請求に応じる能力もしくはその他の短期債務を返済する能力が妨げられる可能性があること。

投資主からの請求に応じて、サブ・ファンドのために用いられるリスク管理手法に関する情報（適用される量的制限ならびに投資の主要カテゴリーのリスクおよび利回りの特性における近年の動向を含む。）が当該投資主に提供されう。

投資目的のための金融デリバティブ商品への投資

サブ・ファンドの一部は、英文目論見書の別紙Aに記載されるとおり、金利リスク、通貨リスクまたはその他の市場リスクをヘッジするために、かつ、効率的なポートフォリオ運用目的および投資目的のために、金融デリバティブ商品を利用することがある。

上記のリスクのほか、投資目的のためにデリバティブを利用することがあるサブ・ファンドは、さらにレバレッジ・リスクにさらされることがあり、サブ・ファンドの純資産価額の大きな変動がもたらされ、かつ／または、投資運用会社が市場動向の予測に成功しなかった場合には極端な損失がもたらされる場合がある。これは、ひいては、サブ・ファンドのポートフォリオのリスクの増大につながる可能性がある。

本投資法人は、サブ・ファンドのグローバル・エクスポージャーを算定するためにバリュー・アット・リスク（VaR）の手法を用い、各サブ・ファンドが規制上の制限に従って運用されることを確保する。投資主からの請求に応じて、サブ・ファンドのために用いられるリスク管理手法に関する情報（適用される量的制限ならびに投資の主要カテゴリーのリスクおよび利回りの特性における近年の動向を含む。）が当該投資主に提供されう。

トータル・リターン・スワップ・リスク

サブ・ファンドのリターンがトータル・リターン・スワップで得られるキャッシュフローから部分的にまたは排他的にもたらされる場合、当該トータル・リターン・スワップの早期終了（例えば、当該サブ・ファンドまたは取引相手方の債務不履行による早期終了）は、当該サブ・ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

動的資産配分リスク

（後略）

<訂正後>

本項において、サブ・ファンドとはインベスコ・バランスト・リスク・アロケーション・ファンドを含む本投資法人のサブ・ファンドを意味し、投資証券とは、本投資法人のサブ・ファンドの投資証券を意味する。

一般的投資リスク

各サブ・ファンドの投資証券の価額は、市場の変動の影響を受ける原投資対象のパフォーマンスに左右されるため、サブ・ファンドの投資目的が達成される、投資証券の買戻しにより投資金額を投資主に返還できるという保証はできない。サブ・ファンドの投資証券の価額は、下落することもあれば上昇することもある。

国際的な投資は、以下を含む一定のリスクを伴う。

- － サブ・ファンドの資産の価値は、政策の変更、税制、外国為替レートの変動、通貨の本国送金に関する制限の実施、社会的および宗教的な不安定、自然災害、政治動向、経済動向またはその他サブ・ファンドが投資することのある国の法令の動向等の不確定要素、なかでも、サブ・ファンドが投資することのある国の外国人保有比率の水準に関連する法律の変更の影響を受けることがある。
- － サブ・ファンドが投資することのある国の一部に適用される監査基準および財務報告基準、慣行および開示義務は、投資者に提供される情報が少なく、またかかる情報は最新のものではない可能性があるため、ルクセンブルグで適用されるものとは異なる場合がある。
- － 投資主の表示通貨が、投資証券クラスの通貨、サブ・ファンドの基準通貨またはサブ・ファンドが投資を行う有価証券の通貨と異なる範囲において、投資主は、かかる通貨間の変動により影響を受ける場合がある。

償還リスク

(中略)

保管リスク

(中略)

現金資産に関しては、現金口座は、関連するサブ・ファンドの利益のために保管受託銀行を受領者に指定するのが一般的である。ただし、現金は、現金の代替可能な性質により、かかる現金口座を保有する銀行（副保管受託銀行であるかまたは第三者たる銀行であるかを問わない。）の貸借対照表上で保有され、かかる銀行の破産からは保護されない。したがって、サブ・ファンドには、かかる銀行に対して取引相手方エクスポージャー・リスクを負うことになる。銀行預金または現金預金に関して適用される政府の保証または保険の取決めに従い、副保管受託銀行または第三者たる銀行が現金資産を保有し、その後、支払不能に陥った場合、サブ・ファンドは、他の無担保債権者とともに、債務を立証しなければならない。サブ・ファンドは、継続的にかかる現金資産に関する自らのエクスポージャーを監視する。

サイバーセキュリティ・リスク

インベスコ・グループは、情報資産および当該情報資産を処理するシステムのプライバシー、秘密性、完全性および利用可能性を守るため、業界のガイドラインに合致する方針を作成し、実施している。インベスコ・グループは、情報資産を不測のアクセス、違法アクセスまたは無許可のアクセスから守るため、また、当該情報資産の損害、破壊、無許可の開示、分配、損失、操作、変更および／または送信を防ぐため、管理上の保護、物理的な保護および技術的な保護を行っている。さらに、すべての委託先およびサービス提供者は、研修の時点でセキュリティに係るデューディリジェンスの確立された質問票を受領しており、継続的に調査を受ける。

ただし、かかる措置により完全なセキュリティが提供されることはない。データへの無許可のアクセス、サービスの無効化もしくは低下またはシステムの妨害に用いられる手法は頻繁に変わり、長期にわたり発見することが困難である場合がある。第三者から取得したハードウェアまたはソフトウェアは、予期せず情報セキュリティを危険にさらす可能性がある、設計もしくは製造上の欠陥またはその他の問題を有する場合がある。第三者が本投資法人の委託先に提供する、ネットワークに接続されたサービスは、危険にさらされやすく、本投資法人の委託先のネットワークの侵害に繋がる場合がある。本投資法人の委託先のシステムまたは設備は、従業員の過失もしくは不正行為、政府による監視またはその他のセキュリティ上の脅威にさらされる場合がある。本投資法人の委託先が投資主に提供するオンライン上のサービスもまた、危険にさらされる場合がある。本投資法人の委託先の情報システムの侵害により、

本投資法人およびそのサブ・ファンドの取引に関連する情報ならびに投資主またはその他の者の個人を特定可能な情報が消失するか、または当該情報に不正にアクセスされるか、当該情報が利用されるか、もしくは開示される場合がある。本投資法人の委託先のサービス提供者は、本投資法人の委託先と同一の、電子情報のセキュリティ上の脅威にさらされる場合がある。サービス提供者が、適切なデータセキュリティポリシーを採択もしくは遵守しない場合またはサービス提供者のネットワークが侵害された場合、本投資法人、そのサブ・ファンドの取引に関連する情報および投資主またはその他の者の個人を特定可能な情報が消失するか、または当該情報に不正にアクセスされるか、当該情報が利用されるか、もしくは開示される場合がある。本投資法人の委託先の専有情報の消失、不正アクセス、利用または開示により、本投資法人およびそのサブ・ファンドが特に、財政上の損失、その事業の中断、第三者に対する責任、規制上の介入または評判上の損害を被ることとなる場合がある。上記の事由は、サブ・ファンドおよび投資主のサブ・ファンドへの投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

欧州連合およびユーロ圏における分断のリスク

ギリシャ危機ならびにアイルランド、イタリア、ポルトガルおよびスペインに関する懸念、また、直近では英国の国民投票およびその結果として生じる「ブレクジット」により、ユーロ圏および欧州連合の安定性に関する多くの疑念が生じている。一または複数のユーロ圏の国がユーロ圏を離脱するリスクにより、特に、他の国々（おそらく世界的なレベル）およびかかる国々の金融市場に対する悪影響のリスクと共に複数の国のソブリン債の価値が下落することとなる可能性がある。また、かかる離脱リスクにより、全般的な銀行セクターの安定性の低下、一または複数のユーロ圏の国において自国通貨が再導入される可能性または、より深刻な状況においては、ユーロ圏全体が解体となる可能性がもたらされる可能性がある。かかる潜在的な展開または潜在的な展開に関する市場展望および潜在的な通貨およびソブリン債のボラティリティ等の関連する問題により、サブ・ファンドの投資対象の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。投資主は、ユーロ圏および欧州連合の変化によりそのサブ・ファンドへの投資の価格にどのような影響が及ぶことがあるかを慎重に検討すべきである。

FATCAリスク

（中略）

市場およびサブ・ファンドの停止リスク

サブ・ファンドは、規制市場に上場している有価証券に投資することができる。規制市場での取引は、市況、取引の処理を妨げる機器の故障を理由に、またはその他規制市場の規則に従って、中断されるか、または停止される可能性がある。規制市場における取引が中断されるか、または停止された場合は、サブ・ファンドは、取引が再開されるまで、当該規制市場で取引される有価証券を売買することができなくなる。

（中略）

決済リスク

サブ・ファンドは、自らの有価証券の取引相手方に対する信用リスクにさらされ、特に債券、ノートおよび類似する債務契約または債務証券等の債務証券に関して、決済不履行のリスクを負うこともある。投資主は、新興市場の決済制度が、一般的により発展した国における同制度ほど発達しておらず、信用性も低いこと、そのため決済不履行のリスクが増大し、新興市場への投資に関してサブ・ファンドが多額の損失を被ることになる可能性があることにも留意する必要がある。サブ・ファンドは、取引所取引または取引所外取引を行うかを問わず、サブ・ファンドが取引を行う取引相手方、またはサブ・ファンドが取引を仲介させるブローカー、ディーラーおよび取引所の信用リスクにさらされる。ブローカーが破産した場合、ブローカーがサブ・ファンドのために取引を執行し、かつ、清算する際に仲介させる清算ブローカーが破産した場合、または取引所清算機関が破産した場合、サブ・ファンドは、ブローカーに預託した資産を失うリスクを被る可能性がある。いずれの場合も、保管受託銀行は、上記の当事者に対して適用される規制により決定される監督義務を履行しなければならない。

取引相手方リスク

本投資法人は、公認の取引所で取引されない金融デリバティブ商品契約（外国為替通貨契約を含む。）に関連して、取引相手方の信用リスクにさらされる。かかる商品については、組織化された取引所で金融デリバティブ商品取引に参加する者に適用されるものと同様の保護（取引所清算機関の保証履行等）が提供されないため、サブ・ファンドは、取引相手方が支払不能、破産もしくは債務不履行に陥るリスク、または取引相手方に影響を及ぼす信用問題もしくは流動性問題に起因する決済遅延のリスクを負う。原契約の後でヘッジ戦略または効率的なポートフォリオ戦略を実行するために代替りの取引相手方を見つけることが困難であると判明する可能性があり、サブ・ファンドは、代替契約を締結しても、不利な市場変動のために損失を被ることがある。取引相手方の信用格付が引き下げられた場合、サブ・ファンドは、投資方針および／または適用される規制の遵守を確保するため、関連する契約を終了せざるを得ないことがある。

担保を取ることで取引相手方リスクが減少する場合があるが、取引相手方リスクがすべて排除されるわけではない。サブ・ファンドにより保有される担保物の価値が、支払不能に陥った取引相手方に対するサブ・ファンドのエクスポージャーをカバーするのに十分でないリスクがある。これは、例えば、担保物の発行体自身の債務不履行（または、現金担保の場合には、当該現金が預託されている銀行の支払不能）、関連する担保物の流動性の欠如（担保提供者の不履行後、担保物を適時に売却することができないということである。）、または市場の出来事による価格変動が原因となる可能性がある。サブ・ファンドが取引相手方による債務不履行後に担保物を現金化しようとした場合、関連する担保物に関し、流動性がない、もしくは限られる、またはその他の制限が生じる可能性があり、かつ、現金化による手取金が取引相手方に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを相殺するのに十分でない場合があり、サブ・ファンドが不足分を回収できない場合がある。

担保物の運用はまた、いくつかのオペレーショナル・リスクにさらされ、サブ・ファンドのエクスポージャーをカバーする担保物を請求することまたは満期となった時に取引相手方に対し担保物の返還を要求することができなくなる可能性がある。サブ・ファンドのために本投資法人が締結する法的取決めが関連する法域の裁判所において強制執行できないと判断されるリスクがある。これは、つまり、サブ・ファンドが取引相手方の不履行の場合に受領した担保物に対し、その権利を強制執行できないということである。

担保物が権原の譲渡により交付される場合には、サブ・ファンドは取引相手方の信用度にさらされ、取引相手方が支払不能に陥った場合には、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを超過して担保物として譲渡された金額に関して、無担保債権者として順位付けされる。

取引相手方が、担保権に関する取決めに基づく担保物としてあるサブ・ファンドにより取引相手方に提供された金融商品（例えば、株式または債券）に関する使用権を行使する場合には、当該サブ・ファンドの当該金融商品に対する所有権は、関連する取決めの条件に従い、同等の金融商品の交付を請求する無担保の契約上の権利に取って代わられる。取引相手方による関連する金融商品の保有は顧客資産規則または類似の権利に従わないため、取引相手方の自己の資産とは分別管理されず、または当該サブ・ファンドのための信託で保有されない。このように、取引相手方が債務不履行または支払不能に陥った際、当該サブ・ファンドは、当該同等の金融商品を受領できない場合があり、または当該金融商品の全額を回収できない場合がある。

破綻処理当局が取引相手方に関して関連する破綻処理体制に基づきその権限を行使した場合には、サブ・ファンドが有する、何らかの措置を取引相手方に対し取る権利（関連する契約を終了させる権利等）は、関連する破綻処理当局により停止される場合があり、および／または、当該サブ・ファンドの同等の金融商品の交付を求める請求（の一部もしくは全部）は縮小されるか、もしくは株式に転換される可能性があり、および／または、資産もしくは負債の譲渡により、当該サブ・ファンドの請求が異なる事業体に移転されることとなる場合がある。

本サブ・ファンドに関連するリスク

ボラティリティ・リスク

（中略）

株式リスク

サブ・ファンドは、株式に投資することができる。株式の価格および株式から得られる収益は、発行体の活動および業績、全般的な経済情勢および市況、地域的または世界的な経済不安、ならびに通貨および金利の変動を含む特定の事態に応じて減少することがある。サブ・ファンドが保有する株式の価値が上昇する、または当該株式から収益が生じるという保証はない。保有する株式の価値および保有する株式から生じる収益は、減少することもあれば増加することもあり、サブ・ファンドは、当該株式への当初投資額を回収できない場合もある。

金利リスク

（中略）

金融デリバティブ商品リスク

サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のため、もしくはその投資全体のリスクのヘッジもしくは軽減を試みるために金融デリバティブ商品を利用することがあり、または英文目論見書の別紙Aにおいていずれかのサブ・ファンドについて開示されている場合には、主要な投資方針および投資戦略の一環として金融デリバティブ商品を利用することがある。かかる戦略は、市況により、失敗し、サブ・ファンドに損失をもたらす場合がある。サブ・ファンドのかかる戦略を用いる能力は、市況、規制上の制限および税務上の勘案事項により制限されることがある。金融デリバティブ商品への投資は、通常の市場変動および有価証券への投資に固有の他のリスクにさらされる。さらに、金融デリバティブ商品の利用は、以下を含む特別なリスクを伴う。

1. 原証券の価格変動を正確に予測する投資運用会社の能力に左右されること。
2. 金融デリバティブ商品契約の基礎となる有価証券、利率、指数または通貨の変動と関連するサブ・ファンドの有価証券または通貨の変動との間の相関関係が不完全であること。
3. 特定の時点において特定の商品の流動性のある市場が存在しないことにより、サブ・ファンドが有利な価格で金融デリバティブ商品を換金する能力が阻害されることがあること。これは、標準的な契約が利用可能でない場合がある店頭取引金融デリバティブ商品の場合に特に当てはまる。さらに、特定の状況において、ポジションを清算することが困難または不可能である場合がある。
4. 先物取引に固有のレバレッジの程度（すなわち、先物取引で通常要求される預託証拠金）は、先物取引が高度にレバレッジされる場合があることを意味している。したがって、先物契約における比較的小さな価格変動によってもサブ・ファンドに即時かつ多額の損失が生じる可能性がある。高いレバレッジにより損失が増大する可能性がある同様の状況は、他の金融デリバティブ商品についても発生する可能性がある。
5. サブ・ファンドの資産の一部がその債務を賄うために分別されることがあるため、効率的なポートフォリオ運用または買戻請求に応じる能力もしくはその他の短期債務を返済する能力が妨げられる可能性があること。
6. ヘッジ目的の金融デリバティブ商品の利用により機会の損失が生じる場合があり、かかる機会の損失により、その後、ヘッジが行われなかった場合にその他獲得していた可能性があるパフォーマンスよりも低いパフォーマンスが生じる結果となる場合がある。
7. サブ・ファンドのリターンが、トータル・リターン・スワップに関して受領されたキャッシュフローにより部分的または独占的に提供された場合、（例えばサブ・ファンドまたは取引相手方による不履行に起因する）当該トータル・リターン・スワップの早期終了は、当該サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす場合がある。サブ・ファンドは、そのリターンが、その他の種類のデリバティブ商品に関して受領されたキャッシュフローにより部分的または独占的に提供された場合、同様の悪影響を被る場合がある。

投資主からの請求に応じて、サブ・ファンドのために用いられるリスク管理手法に関する情報（適用される量的制限ならびに投資の主要カテゴリーのリスクおよび利回りの特性における近年の動向を含む。）が当該投資主に提供されうる。

投資目的のための金融デリバティブ商品リスク

上記のリスクのほか、投資目的のためにデリバティブを利用することがあるサブ・ファンドは、さらにレバレッジ・リスクにさらされることがあり、サブ・ファンドの純資産価額の大きな変動がもたらされ、かつ／または、投資運用会社が市場動向の予測に成功しなかった場合には極端な損失がもたらされる場合がある。これは、ひいては、サブ・ファンドのポートフォリオのリスクの増大につながる可能性がある。

動的資産配分リスク

（後略）

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

② ルクセンブルグ

<訂正前>

(前略)

本投資法人に影響のある税制

ルクセンブルグの税制

現行の法律および慣行の下では、本投資法人に対して、ルクセンブルグの所得税は課せられない。ただし、本投資法人は、年率が0.01%であるリザーブ・ファンド（2018年12月5日まで）、「I」投資証券クラス、「PI」投資証券クラスおよび「S」投資証券クラスを除き、ルクセンブルグにおいてその純資産価額の年率0.05%の税金を課され、かかる税金は、関連する四半期末におけるサブ・ファンドの純資産価額に基づき四半期毎に支払われる。本投資法人の投資証券の発行については、設立の際に支払われたその時限りの1,239.47ユーロの税金を除き、ルクセンブルグの印紙税等は課税されない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

本投資法人に影響のある税制

ルクセンブルグの税制

現行の法律および慣行の下では、本投資法人に対して、ルクセンブルグの所得税は課せられない。ただし、本投資法人は、年率が0.01%である「I」投資証券クラス、「PI」投資証券クラスおよび「S」投資証券クラスを除き、ルクセンブルグにおいてその純資産価額の年率0.05%の税金を課され、かかる税金は、関連する四半期末におけるサブ・ファンドの純資産価額に基づき四半期毎に支払われる。本投資法人の投資証券の発行については、設立の際に支払われたその時限りの1,239.47ユーロの税金を除き、ルクセンブルグの印紙税等は課税されない。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

3 乗換え手続等

（i）海外市場における乗換え

<訂正前>

投資主は、人民元建ての投資証券クラスおよびフィーダー・ファンズに関して、英文目論見書の関連する規定に従い、投資証券の1つのサブ・ファンドまたは投資証券クラスから本投資法人の別のファンドまたは投資証券クラスへの乗換請求を行うことができる。かかる乗換請求は、投資証券の買戻しおよび投資証券の同時購入として扱われる。その結果、かかる乗換を要求する投資主は、買戻しおよび申込みの手続きならびに特に、関係するそれぞれのファンドまたは投資証券クラスに適用される投資者の資格、最低投資額および保有上限額に関するその他一切の要件を遵守しなければならない。サブ・ファンドの場合、かかる条件は英文目論見書の関連する規定に記載する。例外として、インベスコ・グローバル・ターゲティッド・リターンズ・セレクトII・ファンドへの乗換またはインベスコ・グローバル・ターゲティッド・リターンズ・セレクトII・ファンドからの乗換はできない（ただし、投資主は、利用可能な場合、インベスコ・グローバル・ターゲティッド・リターンズ・セレクトII・ファンド内の投資証券クラス間の乗換を要求することができる。）。フィーダー・ファンドに関して、乗換請求は、（関連するフィーダー・ファンドの基準通貨の金額に基づいてではなく）乗換が行われる投資証券の口数に基づいてのみ行うことができる（登録・名義書換事務代行会社および／またはデータ処理事務代行会社は、金額による請求を拒否する権利を留保する。）。

投資主は、確認書類が受領されない間は、取引が拒絶されるか、または、遅延する場合があることに留意すべきである。

（後略）

<訂正後>

投資主は、投資証券の1つのサブ・ファンドまたは投資証券クラスから本投資法人の別のファンドまたは投資証券クラスへの乗換請求を行うことができる。かかる乗換請求は、投資証券の買戻しおよび投資証券の同時購入として扱われる。その結果、かかる乗換を要求する投資主は、買戻しおよび申込みの手続きならびに特に、関係するそれぞれのファンドまたは投資証券クラスに適用される投資者の資格、最低投資額および保有上限額に関するその他一切の要件を遵守しなければならない。サブ・ファンドの場合、かかる条件は英文目論見書の関連する規定に記載する。例外として、インベスコ・グローバル・ターゲティッド・リターンズ・セレクトII・ファンドへの乗換またはインベスコ・グローバル・ターゲティッド・リターンズ・セレクトII・ファンドからの乗換はできない（ただし、投資主は、利用可能な場合、インベスコ・グローバル・ターゲティッド・リターンズ・セレクトII・ファンド内の投資証券クラス間の乗換を要求することができる。）。

投資主は、確認書類が受領されない間は、取引が拒絶されるか、または、遅延する場合があることに留意すべきである。

（後略）

第4 関係法人の状況

2 その他の関係法人の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

保管受託銀行

a. 名称

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド、ルクセンブルグ支店

b. 資本金（株主資本）の額

2018年9月末日現在、519,694,974英ポンド（約77,190,294,488円）

（注）英ポンドの円貨換算は、特に記載がない限り、2018年9月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド=148.53円）による。以下同じ。

c. 事業の内容

バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッドのルクセンブルグ支店（以下「BNYMI」という。）は、BNYMIによって直接またはBNYMIのコレス銀行、ノミニー、代理人または委託先を通じて保有される本投資法人の資産の保管受託銀行を務める。

（中略）

管理事務代行会社、所在地事務・法人事務代行会社、支払代行会社

a. 名称

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド、ルクセンブルグ支店

b. 資本金（株主資本）の額

2018年9月末日現在、519,694,974英ポンド（約77,190,294,488円）

（後略）

<訂正後>

保管受託銀行

a. 名称

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ルクセンブルグ支店

b. 資本金（株主資本）の額

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NVの申込済および全額払込済株式資本の額は、2019年4月12日現在、1,723,485,526.21ユーロ（約2,173億円）である。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=126.09円）による。以下同じ。

c. 事業の内容

バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NVのルクセンブルグ支店（以下「BNYM」という。）は、BNYMによって直接またはBNYMのコレス銀行、ノミニー、代理人または委託先を通じて保有される本投資法人の資産の保管受託銀行を務める。

（中略）

管理事務代行会社、所在地事務・法人事務代行会社、支払代行会社

a. 名称

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ルクセンブルグ支店

b. 資本金（株主資本）の額

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NVの申込済および全額払込済株式資本の額は、2019年4月12日現在、1,723,485,526.21ユーロ（約2,173億円）である。

（後略）

（２）関係業務の概要

＜訂正前＞

保管受託銀行

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド、ルクセンブルグ支店は保管受託銀行としての業務を行う。

管理事務代行会社、所在地事務・法人事務代行会社、支払代行会社

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド、ルクセンブルグ支店は管理事務代行会社、所在地事務・法人事務代行会社、支払代行会社としての業務を行う。

（後略）

＜訂正後＞

保管受託銀行

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ルクセンブルグ支店は保管受託銀行としての業務を行う。

管理事務代行会社、所在地事務・法人事務代行会社、支払代行会社

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ルクセンブルグ支店は管理事務代行会社、所在地事務・法人事務代行会社、支払代行会社としての業務を行う。

（後略）

第四部 特別情報

第3 その他

別紙Ⅰ

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

リスク要因	償還リスク／保管リスク／ <u>流動性リスク／通貨交換リスク／FATCAリスク／市場およびファンドの停止リスク／決済リスク／ボラティリティ・リスク／株式リスク／信用リスク／取引相手方リスク／金利リスク／効率的なポートフォリオ運用目的およびヘッジ目的のための金融デリバティブ商品への投資リスク／投資目的のための金融デリバティブ商品への投資リスク／トータル・リターン・スワップ・リスク／動的資産配分リスク／コモディティ・リスク／ヘッジ付投資証券クラスに関するリスク</u>
-------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

リスク要因	償還リスク／保管リスク／ <u>サイバーセキュリティ・リスク／欧州連合およびユーロ圏における分断のリスク／FATCAリスク／市場およびファンドの停止リスク／決済リスク／取引相手方リスク／ボラティリティ・リスク／株式リスク／金利リスク／金融デリバティブ商品リスク／投資目的のための金融デリバティブ商品リスク／動的資産配分リスク／コモディティ・リスク／ヘッジ付投資証券クラスに関するリスク</u>
-------	--

(後略)

別紙II

定義

<訂正前>

(前略)

「AML／CTF法令」

特に2008年7月17日付法律、2010年10月27日付法律および2018年2月13日付法律により改正される2004年11月12日付ルクセンブルグ法およびこれに基づき策定されるすべての施行に関する施策、規制、通達もしくは見解（特に、CSSFによって発行される。）（随時修正もしくは補足される場合がある。）ならびに／または2010年アイルランド刑事裁判（マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達）法、2005年刑事裁判（テロリスト犯罪）法およびこれらに基づき策定されるすべての施行に関する施策および規制（随時修正もしくは補足される場合がある。）（かかる法律／規制が適用される場合）および／またはその他のマネー・ロンダリング規制法もしくは反テロリスト資金調達法令（適用がある場合）。

(中略)

「重要な契約」

以下の契約をいう。

(中略)

(e) 管理会社、本投資法人およびザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド、ルクセンブルグ支店との間の所在地事務、管理事務および法人事務代行契約

(中略)

「報告書等」

監査済年次報告書および計算書ならびに未監査半期報告書および計算書。

「リザーブ・ファンド」

英文目論見書の別紙Aに記載されるリザーブ・ファンド（2018年12月5日まで）。

「証券金融取引」

SFTR（以下に定義する。）第3条に定義される以下のいずれかまたはすべて。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「AML／CTF法令」

特に2008年7月17日付法律、2010年10月27日付法律および2018年2月13日付法律により改正される2004年11月12日付ルクセンブルグ法およびこれに基づき策定されるすべての施行に関する施策、規制、通達もしくは見解（特に、CSSFによって発行される。）（随時修正もしくは補足される場合がある。）および／またはその他のマネー・ロンダリング規制法もしくは反テロリスト資金調達法令（適用がある場合）。

(中略)

「重要な契約」

以下の契約をいう。

(中略)

(e) 管理会社、本投資法人およびザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ルクセンブルグ支店との間の所在地事務、管理事務および法人事務代行契約

(中略)

「報告書等」

監査済年次報告書および計算書ならびに未監査半期報告書および計算書。

「証券金融取引」

SFTR（以下に定義する。）第3条に定義される以下のいずれかまたはすべて。

(後略)

別紙III

各国の主要な連絡先

<訂正前>

(前略)

スウェーデン

インベスコ・アセット・マネジメント・エス・エー（フランス）スウェーデン支店
スウェーデン、ストックホルム11435、ストゥーレプラン 4 c 4階

(後略)

<訂正後>

(前略)

スウェーデン

インベスコ・アセット・マネジメント・エス・エー（フランス）スウェーデン支店
スウェーデン、ストックホルムSE-111 43、BOX16404、ヤコブスベルグスガタン16、コンヴェンダム気付

(後略)